

介護の資格取得にかかった 費用の一部を補助します

介護を必要とする人や、そのご家族の安心のため、
また介護サービスの質の向上のため、
富士市内の介護の仕事で働く人を応援します！



補助の要件

- 介護職員初任者研修を修了していること
- 介護福祉士実務者研修を修了していること

◇ 研修の修了日以降、富士市内の介護保険事業所で3か月以上就労していること※
◇ この研修の経費について、他の同種の補助を受けていないこと

補助の金額

- 介護職員初任者研修の受講に係る費用の半額（上限4万円）
 - 介護福祉士実務者研修の受講に係る費用の半額（上限9万円）
- ※交通費等は補助の対象外です。

補助の人数

- 介護職員初任者研修 10人
- 介護福祉士実務者研修 15人

《 お申込みの前に 》

※ 一部補助の対象とならない施設があります。
就労前にご確認ください。

◇ 富士市ウェブサイトにて補助事業の詳細をご確認の上、お申込みください。
下記 QR コードより富士市ウェブサイトへアクセスできます。



問い合わせ・申請窓口
富士市介護保険課 計画管理担当
富士市永田町1丁目100番地
電話 0545-55-2767（直通）
ho-kaigo@div.city.fuji.shizuoka.jp



富士山とともに 輝く未来を拓くまち
SDGs 未来都市 富士市

■介護職員初任者研修とは

介護の仕事をするために必要となる基礎的な技術や知識、考え方を学ぶ、介護の入門的な研修です。講義と演習で構成される約130時間の研修科目を受講した後、修了試験に合格すると資格を取得できます。この資格を持つことで、介護の仕事に幅広く関わることができるようになり、介護職員としてのキャリアアップのスタートになると言われています。

訪問介護事業所のホームヘルパーとして働くためには、介護職員初任者研修以上の資格が必要です。

■介護福祉士実務者研修とは

介護福祉士は、介護に関する専門的な技術と知識を持ち、身体上または精神上的の障害から日常生活に支障がある人に心身の状況に応じた介護を行い、その人や介護者に対して介護上の指導を行うことを業務とする、介護に関する専門資格です。

介護職員として3年間以上の実務経験を積んだ人は、介護福祉士実務者研修を修了することで、介護福祉士国家試験の受験資格を持てるようになります。

申請の手引き

◆申請できるのは、次の要件のいずれも満たす方です

- 申請する日において、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了しており、かつ、その修了日から1年以内であること
※令和6年度においては、受講開始が令和6年4月1日以降であること（介護職員初任者研修の受講計画の承認を受けている人は除きます）
- 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了した日以降に、3か月以上継続して、市内の介護事業所に介護職員として就労し、申請する日においても就労していること（派遣職員として就労している人は対象となりません）
- 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修の受講にかかった経費について、他の同種の補助を受けていないこと

◆補助の対象となるのは、次の経費です

- 受講料
- 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講するために、必ず購入しなければならない教材を購入する費用

◆申請に必要な書類は、次のとおりです

- 介護職員初任者研修課程または介護福祉士実務者研修課程の修了を証する書類の写し
- 受講費用の領収書の写し
- 介護職員として就労していることの証明書
- 就労期間を確認することができる書類またはその写し
- 市税完納証明書または市税納付状況調査同意書